

令和6年度 第九回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和7年3月14日（金）

1 開 会

2 議 題

- （1） 特定最低賃金改正の意向確認（表明）について
- （2） 労働団体からの要請書について
- （3） その他

3 閉 会

令和6年度 第九回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和7年3月14日（金）

No.1	特定最低賃金の改正に関わる意向表明（写）	…P344
No.2	特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数	…P350
No.3	茨城県特定最低賃金改正決定官報公示	…P353
No.4	特定最低賃金全国改正状況	…P356
No.5	最低賃金履行確保重点監督指導結果の推移	…P359
No.6	労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ 労働行政の拡充のための人員増を求める要請書（写） (2025年2月18日付 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之)	…P360

(写)

令和7年2月2/日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏 名 基幹労連茨城県本部
委員長 山 中 俊 典
所在地 茨城県鹿嶋市光3
電 話 0299-84-2949



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県鉄鋼業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和7年7月上旬

以 上



(写)

令和7年2月27日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏 名 電機連合茨城地協
議長 藤田 実

所在地 ひたちなか市堀口832-2
電 話 029-273-1260

氏 名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 柴崎 禎夫

所在地 土浦市神立中央3-26-22
電 話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製



造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和7年7月上旬

以 上

(写)

令和7年2月21日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏 名 電機連合茨城地協
議長 藤田 実

所在地 ひたちなか市堀口832-2

電 話 029-273-1260

氏 名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 柴崎 禎夫

所在地 土浦市神立中央3-26-22

電 話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉋山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、



補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。)における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和7年7月上旬

以 上

(写)

令和7年2月27日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

氏 名 U Aゼンセン茨城県支部
支部長 佐々木 琢郎
所在地 茨城県県水戸市梅香2-1-39
電 話 029-227-2962



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が上記1の特定最低賃金の適用を受ける労働者の3分の1以上になることから、当該労働協約の当事者である労働組合の合意を得て申し出することとしている。

3 申出の時期

令和7年7月上旬

以 上



資料№ 2

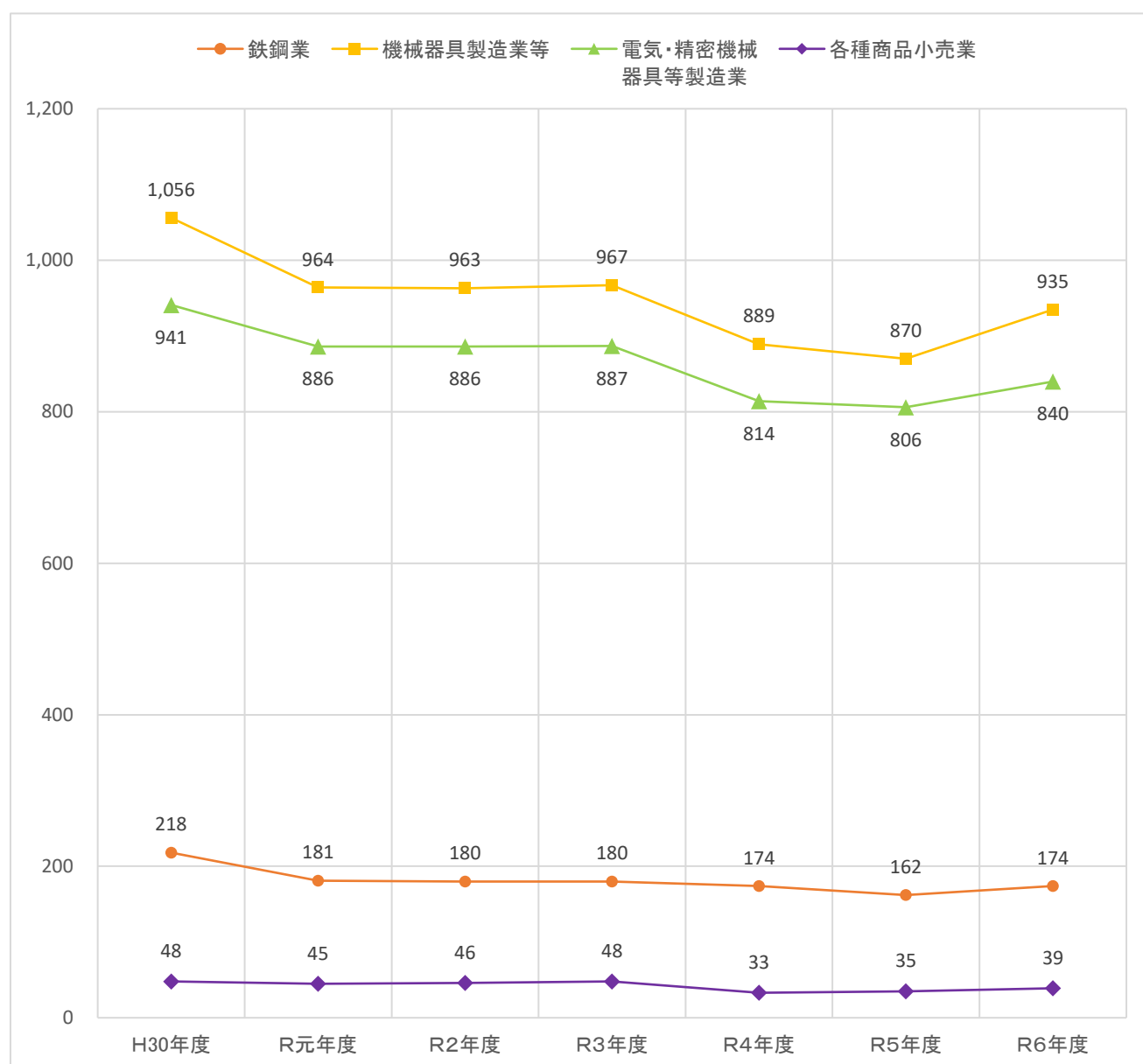
特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

茨城労働局

業種	産業分類	適用使用者数		適用労働者数		特定最低賃金額
		令和5年度算定	令和6年度算定	令和5年度算定	令和6年度算定	効力発生年月日
鉄鋼業	E22	162	174	8,927	8,660	1,098円 令和6年12月31日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	E25, E26, E271, E272 (除:適用除外)	870	935	34,962	35,400	1,055円 令和6年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・ 理化学機械器具、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業	E273, E274, E275, E28, E29, E30, E323 (除:適用除外)	806	840	32,614	35,860	1,052円 令和6年12月31日
各種商品小売業	I56	35	39	4,470	4,600	881円 令和3年12月31日

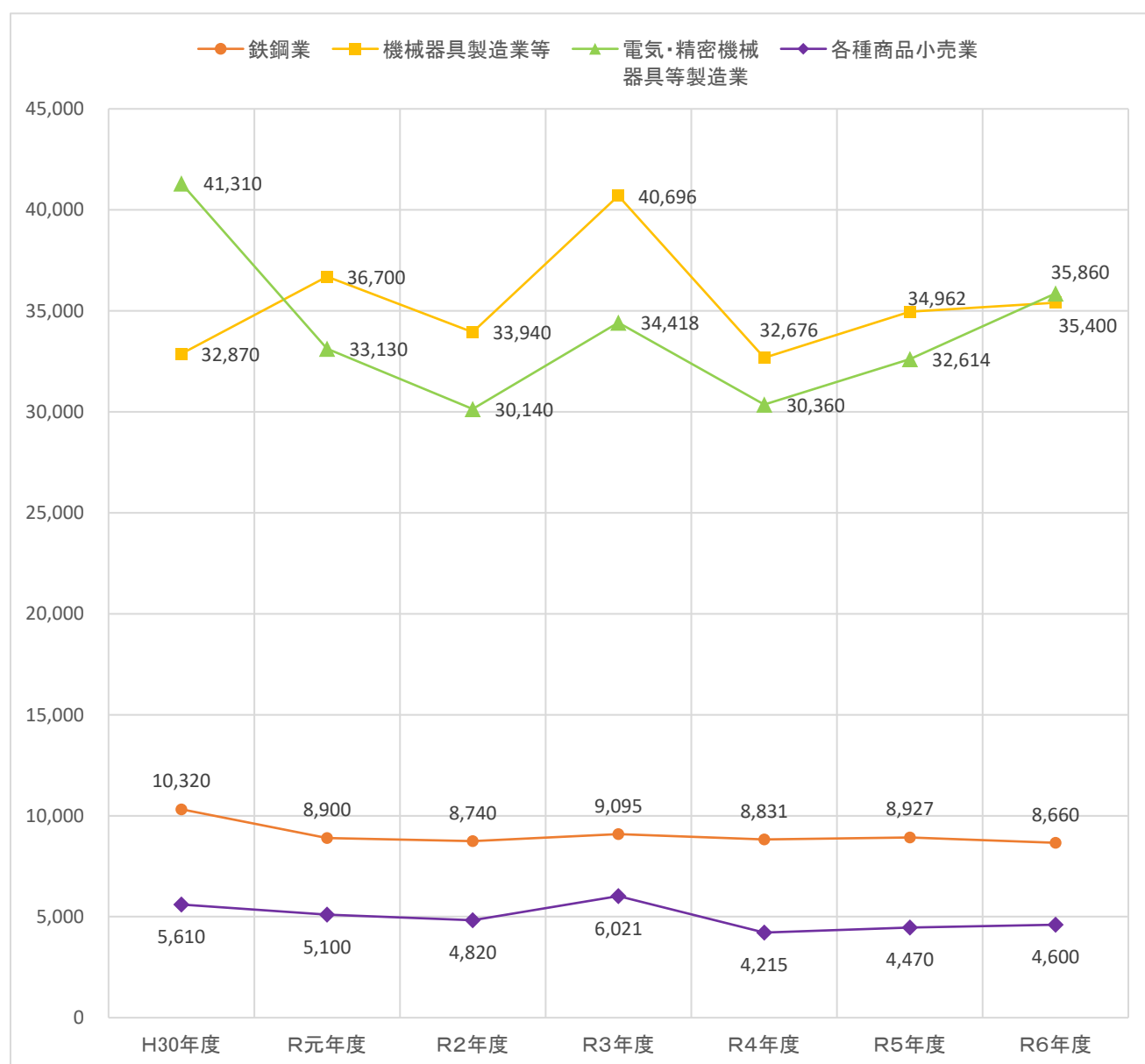
特定最低賃金適用使用者数の推移（業種別）

業種	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
鉄鋼業	218	181	180	180	174	162	174
機械器具製造業等	1,056	964	963	967	889	870	935
電気・精密機械 器具等製造業	941	886	886	887	814	806	840
各種商品小売業	48	45	46	48	33	35	39



特定最低賃金適用労働者数の推移（業種別）

業種	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
鉄鋼業	10,320	8,900	8,740	9,095	8,831	8,927	8,660
機械器具製造業等	32,870	36,700	33,940	40,696	32,676	34,962	35,400
電気・精密機械 器具等製造業	41,310	33,130	30,140	34,418	30,360	32,614	35,860
各種商品小売業	5,610	5,100	4,820	6,021	4,215	4,470	4,600



特定最低賃金適用労働者数については、経済センサス - 活動調査(注)から算出した数に当局で把握した新規事業場、廃止事業場の人数を加除し、その上で当該年度の「最低賃金にかかる基礎調査」から算出した除外労働者数を割り戻して算出した推測数である。

(注) 令和4年まで：平成28年経済センサス - 活動調査
令和5年から：令和3年経済センサス - 活動調査

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（ディープテック・スタートアップ支援基金事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五年度特定公募型研究開発業務（バイオものづくり革命推進事業）に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和五年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して防衛大臣から、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第十八条第九項の規定に基づく公益財団法人防衛基盤整備協会令和五年度防衛装備移転円滑化基金に係る業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する
佐波 利昭
川合 賢二
農林水産大臣秘書官に任命する
杉戸 研介
国土交通大臣秘書官に任命する
針生 美音
法務大臣秘書官
（西田 美音）
農林水産大臣秘書官
大本 裕一
国土交通大臣秘書官
若林 継啓
農林水産大臣秘書官
板垣 克巳 島田 順二
国土交通大臣秘書官
石神留美子
板垣 克巳 島田 順二
国土交通大臣秘書官
石神留美子
古田 恵子 相馬 弘尚
樋口 恵一
齋田 伸一 志水 史雄
宮坂 祐介
梅澤 彰馬

特命全権大使に任命する（各通）
丸山 浩平
（水産庁増殖推進部長） 農林水産
産事務官 高橋 広道
（欧州局ロシア課長） 外務事務官 神田 鉄平
官 官

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会第四十一回会議日本代表代理を命ずる
期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）（十一月二十二日）

内閣府

総務大臣 村上誠一郎
法務大臣 鈴木 馨祐
外務大臣 岩屋 毅
財務大臣 加藤 勝信
文部科学大臣 阿部 俊子
厚生労働大臣 （あべ 俊子）
農林水産大臣 福岡 資麿
経済産業大臣 江藤 拓
国土交通大臣 武藤 容治
環境大臣 中野 洋昌
防衛大臣 浅尾慶一郎
内閣官房長官 中谷 元
デジタル大臣 林 芳正
復興大臣 平 将明
内閣府特命担当大臣 伊藤 忠彦
（三原 じゅん子）
赤澤 亮正
城内 実
伊東 良孝

中央防災会議委員に任命する（各通）
総務大臣 村上誠一郎
外務大臣 岩屋 毅
財務大臣 加藤 勝信
経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌
防衛大臣 浅尾慶一郎
国家公安委員会委員長 坂井 学
国際平和協力本部員に任命する（各通）（以上十一月十一日）

皇室事項

認証官任命式
十一月二十一日午後六時十分、宮中において、特命全権大使板垣克巳、同島田順二、同石神留美子、同古田恵子、同相馬弘尚、同樋口恵一、同齋田伸一、同志水史雄、同宮坂祐介及び同梅澤彰馬の認証官任命式が行われた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第37号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県労働局最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月26日
茨城労働局長 澤口 浩司
第4号中「1時間1,046円」を「1時間1,098円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第37号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県労働局最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第4号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月26日
茨城労働局長 澤口 浩司
茨城県はん用機械器具製造業最低賃金
業務用機械器具製造業最低賃金
適用する地域 茨城県の区域
適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) はん用機械器具製造業
(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラクタ製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
(4) 建設機械会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け又は賭いの業務
ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,055円
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
附 則
この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第5号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月26日
富山労働局長 小島 悟司
富山県百貨店、総合スーパー・マート最
低賃金
1 適用する地域 富山県の区域内
2 適用する使用者 前号の区域内で百貨店、総合スーパー・マート、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパー・マートに分類されるものに限る。）を営む使用者
3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,003円
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

富山労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月26日
富山労働局長 小島 悟司
第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間951円」を「1時間1,002円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第4号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第4号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月26日
石川労働局長 八木 健一
石川県百貨店、総合スーパー・マート最
低賃金
1 適用する地域 石川県の区域内
2 適用する使用者 前号の区域内で百貨店、総合スーパー・マート、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパー・マートに分類されるものに限る。）を営む使用者
3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 994円
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
附 則
この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和6年11月26日
石川労働局長 八木 健一
第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。
第4号中「1時間963円」を「1時間1,008円」に改める。
附 則
この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。



総 務 課

犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

名古屋地方検察庁検察官

令和6年11月26日
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第8条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。
記

- 1 不開始決定番号 名古屋地方検察庁 令和6年第3号
- 2 不開始決定の年月日 令和6年11月26日
- 3 犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判
(1) 裁判所名 名古屋地方裁判所
(2) 裁判年月日 令和5年11月15日
(3) 確定年月日 令和5年11月30日
(4) 被告人の氏名又は名称 宮代 東生
(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名（事実の要旨）

被告人は、古物の販売等を営む株式会社Cracker'sにおける古物の売却及び買受けを装い、氏名不詳者らが得た犯罪収益等であるビットコインを現金と交換するなどして、その処分等につき事実を偽装するとともにこれを隠匿し、さらに、被告人が同ビットコインを売却して得た犯罪収益等の一部について、その取得につき偽装しようと考え、同氏名不詳者らと共に謀の上、令和4年2月17日、同氏名不詳者らがだまし取った金銭の対価として得たビットコインを売却するとともに、同月18日、その対価の日本円を前記会社名義の預金口座に振込入金した上、同対価から手数料を差し引いた金額を知人を通じて引き出させ、前記氏名不詳者に交付させるなどしたが、当該取引の実態等を記録せず、同会社の古物台帳データに随時計の買受け及び売却によって前記手数料相当の利益を得た旨の虚偽の内容を記録して、犯罪収益等の処分等につき事実を偽装するとともにこれを隠匿し、さらに犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

（罪 名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
不開始決定をした理由
4 犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがない。

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 八号
(三) 占用を制限する区域

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川字采女七七九番五から同町愛知川字大柳七八九番二まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和六年十二月二十日

(七) 図面 縦覧場所 近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日 近畿地方整備局長 長谷川朋弘

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 九号

(三) 占用を制限する区域 兵庫県美方郡香美町村岡区岡字石田二五番一から同町村岡区市原字上田三八六番まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和六年十二月二十日

(七) 図面 縦覧場所 近畿地方整備局及び同局豊田区三田区市原字上田三八六番まで

最低賃金の改正決定に関する公示 滋賀労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県自動車小売業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和6年11月29日

滋賀労働局長 井口 真希

機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第5号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和6年11月29日

茨城労働局長 澤口 浩司

茨城県計量器・測定器・分析機械器具・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療器具・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域 茨城県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 計量器・測定器・分析機械器具・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具(測量機械器具製造業を除く。)

(2) 医療用機械器具・医療器具製造業

(3) 光学機械器具・レンズ製造業

(4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(情報通信機械器具製造業を除く。)

(5) 電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(6) 情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(7) 時計・同部分品製造業

(8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限り。)

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は削削の業務

ロ 手作業による小物部品の包装若しくは荷入れ又は製品の洗浄若しくはパブリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、送線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,052円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 労務手当、通勤手当及び家族手当

附 則 この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

滋賀労働局最低賃金公示第2号 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和6年11月29日

滋賀労働局長 多和田治彦

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。

第4号中「1時間1,000円」を「1時間1,046円」に改める。

附 則 この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

滋賀労働局最低賃金公示第3号 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和6年11月29日

滋賀労働局長 多和田治彦

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。

第4号中「1時間1,013円」を「1時間1,060円」に改める。

附 則 この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

令和 6 年度 特定最低賃金改正状況

鉄鋼業最低賃金

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5 項適用
千 葉	A	1, 096	1, 147	+51	R6. 12. 25		無
大 阪	A	1, 066	1, 120	+54	R6. 12. 1		有
愛 知	A	1, 059	1, 111	+52	R6. 12. 16		無
神奈川	A	(874)	—	—	—	(必要性なし)	—
東 京	A	(871)	—	—	—	(必要性なし)	—
兵 庫	B	1, 065	1, 116	+51	R6. 12. 1		有
広 島	B	1, 064	1, 114	+50	R6. 12. 31		無
山 口	B	1, 064	1, 116	+52	R6. 12. 15	非鉄金属を含む	有
福 岡	B	1, 053	1, 106	+53	R6. 12. 10		有
岡 山	B	1, 050	1, 102	+52	R6. 12. 8		有
和歌山	B	1, 050	1, 103	+53	R6. 12. 30		有
茨 城	B	1, 046	1, 098	+52	R6. 12. 31		有
島 根	B	1, 034	1, 092	+58	R6. 11. 28		有
北海道	B	1, 030	1, 100	+70	R6. 12. 1		有
群 馬	B	1, 017	1, 067	+50	R6. 12. 28		有
静 岡	B	1, 012	1, 057	+45	R6. 12. 21	非鉄金属を含む	有
宮 城	B	1, 003	1, 059	+56	R6. 12. 15		有
大 分	C	1, 053	1, 106	+53	R6. 12. 25		有
青 森	C	992	1, 045	+53	R6. 12. 21		無
岩 手	C	949	1, 008	+59	R7. 1. 22	金属製品を含む	無

※改正前時間額が()表示されている県は、昨年度改正されず、地域別最低賃金を下回るもの

令和6年度特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
大 阪	A	1,070	1,127	+57	R6.12.1	金属製品、輸送機械を含む	有
愛 知	A	(968)	—	—	—	(必要性なし)	—
千 葉	A	(922)	—	—	—	(必要性なし)	—
神奈川	A	(857)	—	—	—	(取り下げ)	—
東 京	A	(832)	—	—	—	(必要性なし)	—
香 川	B	1,040	1,092	+52	R6.12.15		有
兵 庫	B	1,035	1,087	+52	R6.12.1		無
静 岡	B	1,028	1,073	+45	R6.12.21	輸送機械を含む	有
広 島	B	1,020	1,070	+50	R6.12.31		無
徳 島	B	1,020	1,070	+50	R6.12.21		有
滋 賀	B	1,013	1,060	+47	R6.12.31		有
島 根	B	1,010	1,068	+58	R6.12.5		有
栃 木	B	1,007	1,055	+48	R6.12.31		有
群 馬	B	1,006	1,056	+50	R6.12.28		有
岡 山	B	1,005	1,054	+49	R7.1.9		無
茨 城	B	1,005	1,055	+50	R6.12.31		有
石 川	B	1,000	1,040	+40	R6.12.31	金属製品、電気機器を含む	有
愛 媛	B	997	1,049	+52	R6.12.25		有
富 山	B	995	1,035	+40	R6.12.27	輸送機械を含む	有
長 野	B	994	1,043	+49	R6.12.12	輸送機械を含む	有
福 井	B	933	—	—	—	(必要性なし)	—
奈 良	B	(905)	—	—	—	(必要性なし)	—
佐 賀	C	974	1,010	+36	R6.12.20		有
山 形	C	961	1,012	+51	R6.12.25		無
長 崎	C	(875)	—	—	—	輸送機械を含む (必要性なし)	—

※改正前時間額が()表示されている県は、昨年度改正されず、地域別最低賃金を下回るもの

令和6年度 特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
大阪	A	1,068	1,127	+59	R6.12.1		有
埼玉	A	1,055	1,105	+50	R6.12.1		無
千葉	A	1,055	1,105	+50	R6.12.25		有
愛知	A	(901)	—	—	—	(必要性なし)	—
神奈川	A	(890)	—	—	—	(申出なし)	—
東京	A	新設	—	—	—	(必要性なし)	—
京都	B	1,025	1,074	+49	R7.1.19		無
福岡	B	1,019	1,071	+52	R6.12.10		有
栃木	B	1,008	1,056	+48	R6.12.31		有
滋賀	B	1,003	1,050	+47	R6.12.31	精密機械を含む	無
群馬	B	1,006	1,056	+50	R6.12.28		有
新潟	B	1,005	—	—	—	(必要性なし)	—
兵庫	B	1,002	1,053	+51	R6.12.1		有
茨城	B	1,002	1,052	+50	R6.12.31	精密機械を含む	有
静岡	B	997	1,042	+45	R6.12.21		有
山梨	B	997	1,047	+50	R6.12.27		有
北海道	B	997	1,049	+52	R6.12.1		有
広島	B	995	1,045	+50	R6.12.31		無
三重	B	987	1,031	+44	R6.12.21		無
愛媛	B	987	1,038	+51	R6.12.25		有
山口	B	986	1,032	+46	R6.12.15		有
長野	B	983	1,032	+49	R7.1.1	精密機械を含む	有
徳島	B	983	1,038	+55	R6.12.21		有
香川	B	982	1,030	+48	R6.12.15		有
岡山	B	974	1,025	+51	R6.12.25		有
岐阜	B	965	—	—	—	(必要性なし)	—
石川	B	963	1,008	+45	R6.12.31		有
宮城	B	959	1,012	+53	R6.12.15		有
富山	B	951	1,002	+51	R6.12.26		有
島根	B	929	987	+58	R6.12.27		有
奈良	B	(891)	—	—	—	(必要性なし)	—
福島	B	(880)	—	—	—	(必要性なし)	—
福井	B	(857)	—	—	—	(必要性なし)	—
山形	C	945	996	+51	R6.12.25		無
佐賀	C	943	996	+53	R6.12.19		有
大分	C	941	996	+55	R6.12.25		有
熊本	C	940	996	+56	R6.12.15		有
秋田	C	930	958	+28	R6.12.25		有
青森	C	927	968	+41	R6.12.21		無
岩手	C	917	975	+58	R7.1.22		無
鳥取	C	906	963	+57	R6.12.19		有
長崎	C	(864)	—	—	—	(必要性なし)	—
鹿児島	C	(842)	—	—	—	(必要性なし)	—
宮崎	C	(831)	—	—	—	(必要性なし)	—

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	1,064	1,114	+50	R6.12.1		無
千葉	A	(887)	—	—	—	(必要性なし)	—
愛知	A	(875)	—	—	—	(必要性なし)	—
東京	A	(829)	—	—	—	(必要性なし)	—
栃木	B	1,008	1,056	+48	R6.12.31		有
兵庫	B	1,002	1,053	+51	R6.12.1		有
福島	B	928	—	—	—	(必要性なし)	—
岩手	C	925	985	+60	R7.1.22		無

※改正前時間額が()表示されている県は、昨年度改正されず、地域別最低賃金を下回るもの

資料No 5

最低賃金重点監督の推移

(実施一年)

全署	平成31年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率
01 製造業	156	16	10.3%	87	13	14.9%	21	5	23.8%	119	11	9.2%	82	11	13.4%	63	11	17.5%
01 食料品製造業	38	7	18.4%	34	2	5.9%	11	4	36.4%	33	5	15.2%	8		0.0%	18	2	11.1%
02 繊維工業	7		0.0%	6		0.0%	1	1	100.0%	4	1	25.0%	1		0.0%	2	1	50.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	1		0.0%	1	1	100.0%	3		0.0%	4	2	50.0%	3		0.0%			
04 木材・木製品製造業	36	1	2.8%				1		0.0%	4		0.0%	1		0.0%			
05 家具・装備品製造業	4		0.0%	1		0.0%	1		0.0%	14	1	7.1%	2		0.0%			
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	3		0.0%													3		0.0%
07 印刷・製本業	7	1	14.3%	1		0.0%	3		0.0%				1		0.0%			
08 化学工業	9		0.0%	3	1	33.3%				25		0.0%	10	3	30.0%	1		0.0%
09 窯業土石製品製造業	1		0.0%							1	1	100.0%	3		0.0%			
10 鉄鋼業										2		0.0%	5		0.0%	1		0.0%
11 非鉄金属製造業	5	1	20.0%													4	1	25.0%
12 金属製品製造業	11		0.0%	6	1	16.7%				7	1	14.3%	3	1	33.3%	5	1	20.0%
13 一般機械器具製造業	5		0.0%	9	3	33.3%				6		0.0%	14	4	28.6%	5	1	20.0%
14 電気機械器具製造業	16	3	18.8%	19	4	21.1%				9		0.0%	12		0.0%	8		0.0%
15 輸送機械等製造業	4	1	25.0%	1		0.0%	1		0.0%	2		0.0%	2		0.0%	3		0.0%
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	9	2	22.2%	6	1	16.7%				8		0.0%	17	3	17.6%	13	5	38.5%
01 自動車整備業	3		0.0%	2	1	50.0%				4		0.0%	3		0.0%			
02 機械修理業													2		0.0%	1		0.0%
03 クリーニング業	2	2	100.0%	2		0.0%				2		0.0%	3	1	33.3%	12	5	41.7%
04 たばこ製造業																		
09 その他	4		0.0%	2		0.0%				2		0.0%	9	2	22.2%			
02 鉱業																		
03 建設業	5	1	20.0%	1		0.0%				4		0.0%	5	1	20.0%	6		0.0%
04 運輸交通業										1		0.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業													1	1	100.0%			
01 ハイヤー・タクシー業																		
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業													1	1	100.0%			
03 道路貨物運送業																2	1	50.0%
04 その他の運輸交通業										1		0.0%						
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	161	17	10.6%	88	13	14.8%	21	5	23.8%	124	11	8.9%	88	13	14.8%	71	12	16.9%
06 農林業	1		0.0%	5	1	20.0%	3		0.0%	6		0.0%	10	5	50.0%	2		0.0%
07 畜産・水産業	1		0.0%	2	1	50.0%	1		0.0%	1		0.0%				1		0.0%
08 商業	64	11	17.2%	71	8	11.3%	20	2	10.0%	42	3	7.1%	60	4	6.7%	47	4	8.5%
01 卸売業	12	2	16.7%	5	2	40.0%	2		0.0%	5	1	20.0%	6		0.0%	12		0.0%
02 小売業	50	9	18.0%	51	6	11.8%	15	1	6.7%	22	2	9.1%	44	4	9.1%	24	3	12.5%
03 理美容業	1		0.0%	12		0.0%	2		0.0%	13		0.0%	8		0.0%	8	1	12.5%
04 その他の商業	1		0.0%	3		0.0%	1	1	100.0%	2		0.0%	2		0.0%	3		0.0%
09 金融広告業				3	3	100.0%												
10 映画・演劇業																		
11 通信業																		
12 教育研究	1	1	100.0%							5	1	20.0%	4	1	25.0%	1		0.0%
13 保健衛生業	9		0.0%	11	2	18.2%				11	2	18.2%	12	3	25.0%	23	3	13.0%
01 医療保健業	3		0.0%	1		0.0%				2		0.0%						
02 社会福祉施設	6		0.0%	8	2	25.0%				9	2	22.2%	12	3	25.0%	21	3	14.3%
03 その他の保健衛生業				2		0.0%										2		0.0%
14 接客娯楽業	32	9	28.1%	59	9	15.3%	3	1	33.3%	52	3	5.8%	58	10	17.2%	38	1	2.6%
01 旅館業	15	3	20.0%	23	4	17.4%	2		0.0%	13		0.0%	19	1	5.3%	9	1	11.1%
02 飲食店	17	6	35.3%	34	4	11.8%	1	1	100.0%	32	3	9.4%	36	8	22.2%	29		0.0%
03 その他の接客娯楽業				2	1	50.0%				7		0.0%	3	1	33.3%			
15 清掃・と畜業	5		0.0%	11		0.0%				3		0.0%	4	2	50.0%	6		0.0%
16 官公署																		
17 その他の事業	6	1	16.7%	2		0.0%				9	1	11.1%	5	1	20.0%	11		0.0%
01 派遣業										3		0.0%						
02 その他の事業	6	1	16.7%	2		0.0%				6	1	16.7%	5	1	20.0%	11		0.0%
6号～17号 中計	119	22	18.5%	164	24	14.6%	27	3	11.1%	129	10	7.8%	153	26	17.0%	129	8	6.2%
合計	280	39	13.9%	252	37	14.7%	48	8	16.7%	253	21	8.3%	241	39	16.2%	200	20	10.0%

(写)

2025 年 2 月 18 日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之

労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引き上げ 労働行政の拡充のための人員増を求める要請書

日頃より、茨城県内における労働者の賃金・労働条件の改善等にご尽力されている貴労働局に対し、敬意を表します。

さて、昨年 10 月から茨城県の最低賃金は 52 引き上げられ 1005 円になり、1000 円を超えました。しかし、野菜や米等の物価高の中で労働者の 4 割を超える非正規労働者の生活困難は深刻を極めています。非正規労働者は 7 割近くが女性で、女性の非正規労働者は看護や介護、保育などのケア労働で働くものも多く、女性や若者、高齢者の低賃金は健全な社会の発展を阻害し、購買意欲の抑制は地域経済にも悪影響を及ぼしています。

私たち茨城労連は、物価高対策を強化するため、最低賃金を全国一律 1500 円に引き上げて 1700 円をめざすことを求めています。「8 時間働けば人間らしい普通の生活ができる」社会と健全なジェンダー平等社会を早急に作っていくことが私たちの要求です。

つきましては、以下の事項を要請するとともに、文書で回答していただく（資料などを使っていただく）ことを要請いたします。

記

1. 憲法 14 条 1 項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態による差別」を禁止するよう本省に要請すること。
 - (1) 物価高対策に取り組み、「同一労働・同一賃金」や均等待遇を実現し、正社員と非正規社員の基本給、昇給、賞与、役職手当、福利厚生施設の使用等の格差をなくすように、県内の企業を指導すること。
 - (2) 「労働契約法」における無期雇用契約への転換制度を広く労働者に知らせ、労働者からの申し入れに応じない事業主に対しては厳重に指導をすること。
 - (3) 「パワハラ防止法」を周知徹底し、パワハラ相談窓口の創設やパワハラ防止を就業規則に記載させるなどパワハラ根絶のために企業の取り組みを強化させること。
2. 最低賃金の引き上げについて
 - (1) 「最低賃金法」を改正し、茨城県の最低賃金を、2025 年に 1500 円以上にし 1700 円をめざすことを茨城地方最低賃金審議会に働きかけること。
 - (2) 全国一律最低賃金制度を実現するよう本省に要請すること。
 - (3) 最低賃金の引き上げが広範な事業所で円滑に実施できるよう、税や社会保障費の負担軽減等中小企業・小規模事業者への財政支援を国の責任として充実させることを本庁に要請すること。
 - (4) 最低賃金を知らせるポスターをコンビニエンスストアやファストフード店などに貼り出し、より多くの人に周知できるようにすること。また、ポスターの張り出し期間は半年以上とするよう要請すること。
 - (6) 茨城地方最低賃金審議会専門部会を県民にすべて公開し、傍聴を認めること。
3. 感染症対策として、貴労働局が現在取り組んでいる小規模事業者や労働者に対する支援事業を明らかにすること。
4. 労働者の労働条件確保、雇用の安定、健康と安全にかかわる労働基準監督や職業紹介等を担当する貴労働局内の正規職員を増員し、労働行政の充実を図るよう本省に要請すること。

以上。